

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

へもくじ

■巻頭言

政治をインチキなインスタント商品にするな 今村 稔……………2

橋本「教育改革」との対決を 横堀 正一……………3

—教育危機の真因を隠蔽する「心の教育のあり方」論(上)—

二一世紀の国際舞台はユーラシア大陸 若林 熙……………7

—アメリカの世界戦略とグローバル化に踊る国際独占資本(上)—

参院選前夜の政治状況 上野 建一……………10

労働法制は

どのように変えられようとしているか 日本労働弁護団……………12

—その内容と問題点(下)—

労働法制規制緩和反対で全国キャラバンはじまる……………14

やったらやり返す労働者根性……………15

—一週間に及ぶ電車区横断板掲出の取り組みを振り返って—

持株会社解禁とそのゆくえ 編集部……………16

—日本版金融ビッグバンとは何か—(四)

絶好のパンフレット

『改悪NO!労働法制の規制緩和を許すな—労働基準法が大ピンチ』……………20

読者からのおたより……………19

旬刊 社会通信

NO. 702

一九九八年五月一・二日合併号

一九九八年五月一・二日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

政治をインチキなインスタント商品にするな

ごく普通の人びとと話をすると「自分たちにとって名前のわかる政党は、結局昔からの自民党と共産党だけになってしまった。あとの政党は憶えきれないし、憶えたとしてもその時にはもう変わってしまっている」と聞かされることが多くなっている。選挙や政権目当て（政党の出処進退をきめるのはそれだけしかないのか）の政党のあまりにも見えすいた離合集散・右往左往について行けないほど呆れているのである。

無論怒りもある。自分たちの気持ちや利害を代表してくれるはずの政党が、そんな建て前をかなぐり捨てて、インチキなインスタント商品の売り込みにうつつをぬかす商人に変身してしまっていることに、やるせない怒りを感じていることは間違いない。新「民主党」の発足も、政党不信・政治不信を増幅させることはあつたとしても、不信の流れをやらわげることができない。新「民主党」の船出に感動をおぼえる大衆は、殆どいない。

「われわれは政治を尊敬したいのだ、なのにこれでは尊敬するにもしようがないではないか。政治を侮蔑することがよくないことは百も承知だ、しかし、どうしろというのだ」大多数の国民がこんな気持ちをもっているとすれば、この政治現象は深刻である。

しかし、政治における嘘と破廉恥は、もつともつと蔓延しそうな気配である。

根幹は貫くと大見得きつた財政構造改革法は、前代未聞・四カ月に足らずして修正・補正予算を既定事実としながらも本予算にこだわる駆け引き。これにとどまらず、新ガイドラインにとまらぬ有事立法が国会で議論され始めれば、政治・与党のいいのがれの出たらしめさは一層明らかになるであろう。

「周辺事態」という珍語（こんな日本語の使い方に、国語審議会はよく抗議をしないものだ）をトンネルにして、わが国を「自衛」するためだけのはずの自衛隊が、「トンネルをぬけたら」「自衛」のためではなくアメリカとの戦争協力のために機能するようになる。「自衛」のための武力行使には国会承認が必要だが、なんとアメリカとの共同戦争には国会は事後報告でよい……こんな論理が山積みなのであるが、これがまかり通るようであれば、国民の間で政治の権威はますます地に墜ちるであろう。

政治不信がここまでつり、政治の権威がここまで失墜したプロセスにはさまざまなものがあるが、そのうちの一つの道をさかのほれば「イデオロギーは終焉した」「価値感が多様化した」「五五年体制が崩壊した」と騒ぎたてられた地点にまで行きつくのではないだろうか。「イデオロギー云々」で労働者は理想やスジの大事さを考えなくさせられ、「価値感云々」で階級的連帯感を寸断され、「五五年体制云々」で代表的な政治勢力であるうとする努力を怠るようにならされた。労働者内部にも「改革」という安酒に酔って、これらのことをわめきちらす人がいた。しかし、これらこそ労働者の力の発源地をマヒさせようとする独占資本のイデオロギー攻撃であつたのである。

政治の現状は、労働者の力を奪いとつた独占資本の祝宴の後の杯盤狼藉である。

現状打破、反撃前進のために、われわれは当面するたたかいをたたかしながら、その芯に思想や価値感や階級意識をとり戻すたたかいをすえなければならぬ。党建設と学習活動は不可欠である。

（今村 稔）

橋本「教育改革」との対決を（上）

—教育危機の真因を隠蔽する「心の教育のあり方」論—

中央教育審議会（中教審）が三月三十一日、「幼児期からの心の教育のあり方」について中間報告を発表した。神戸市の連続児童殺傷事件に衝撃を受けて、昨年八月文部大臣がおこなった緊急諮問にこたえたものである。緊急諮問は①子どもの成長をめぐる状況と今後重視すべき心の教育の視点、②幼児期からの発達段階をふまえた心の教育、③家庭、地域社会、学校、関係機関の連携・協力というものであった。

緊急諮問が発せられて以降、「児童生徒の問題行動に関する調査研究協力者会議」や中教審の「幼児期からの心の教育に関する小委員会」、「教育課程審議会」などがそれぞれ論議をすすめてきたのであるが、それらは道徳教育の強化、「わが国の歴史や文化・伝統に誇りを持つ」「家庭教育の責任」「教師の指導力の向上」などを強調していることで共通している。

今回の「心の教育のあり方」中間報告に対して、それなりに社会的な注目が寄せられてきたのは、神戸事件だけでなく、中学生による教師刺殺や警官襲撃事件などが発生する中で、中教審などがこれまで繰り返してきた陳腐な徳目主義を脱して、大胆な分析と提言をおこなうことが期待されていたからである。とくに緊急諮問が言う「子どもの成長をめぐる状況」について、こんにちの社会・経済状況との関連を中心に、構造的な分析を深め、かつて中教審自身も「病理現象」と呼んだ（一九九〇・十二「中教審・審議経過報告」）日本の教育の現状について実態に照らして精緻に分析し、真の教育改革の方向性について国民的な論議を活性化すべきであった。そして、そのことを通して、橋本内閣が「六大改革」の柱に位置づけた教育改革の妥当性をも問い直す作業にむすびつけるべきであった。

しかし、今回の中間報告の内容を基調にして最終報告がまとめられるとすれば、こうした点への期待はまったく持てなくなった。やはり、御用機関・中教審に期待すべきではなかったと言うしかない。中教審こそ規制緩和の対象にし、抜本的に改組すべきである。この機関は病理現象をさらに悪化させる悪徳医師の役割しか果たしていない。文部行政から独立した組織を設け、現場教職員や住民代表を多く参加させ、自由闊達に開かれた論議を国民に還流することが今何より必要なことである。

家庭責任論と「力の行使」

中間報告は四章で構成されている。そのタイトルは①「未来に向けてもう一度われわれの足元を見直そう」②「もう一度家庭を見直そう」③「地域社会の力を生かそう」④「心を育てる場として学校を見直そう」である。

「見直し」の呼びかけを良しとしよう。しかし、見直した結果についてどう対応するのが問題である。「われわれの足元」を解雇の自由化、ただ働き、賃金差別、競争激化の労働法制改悪や医療費の高騰、公的年金制度の崩壊などがおびやかしている。家庭・地域社会も崩壊現象を深めている。中間報告が言う家族そろっての団らんの場合、地域にかけ「異年令集団での切磋琢磨する機会」が失われて久しい。差別・選別、自由競争と受益

者負担強化の教育改革が学びの場、共育ちの場としての学校と学級を解体し、すべての子どもたちの「教育への権利」（「子どもの権利条約」）を保障すべき公教育体系を崩壊させようとしている。

中間報告の提言は八六項目に及んでいるが、基調はあい変わらずの徳目主義である。そして家庭の責任論を前面に出し、同時に「力による制圧」をうながしている。家庭の現状は「座視できない状況」と指摘するが、その克服策を「しつけ」を中心にした家庭の努力に求めている。「悪いことは悪いとしっかりしつけよう」「思いやりのある子どもを育てよう」「子どもの個性を大切にし、未来への夢を持たせよう」「家庭で守るべきルールをつくらう」「遊びの重要性を再認識しよう」「祖父母を大切にする親の姿を見せよう」「手助けの必要な人を思いやれるようにしよう」「幼児には親が本を読んで聞かせよう」等々である。これらの「しよう」「しよう」の羅列を聞かされて、大方の人々は苦笑するしかないであろう。抽象的な徳目としてみれば異論を言いたる必要はない。しかし、私は、これを眼にしたときまっ先に考えたのは、このことを可能にする社会はどのような社会であろうかと言ふことである。労働法制の改悪によって不安定雇用が激増し、多くの母親たちが三交代勤務や深夜労働に駆り出される状況などは、脳こうそく気味の高齢中教審委員のお偉方の念頭にはないのであろう。

子どもの心にゆとりを持たせ、人間としての尊厳とやさしさを回復することをめざすといふのであれば、阪神神戸大地震で被災した児童・生徒のうち四〇〇〇人がいまだに「心のケア」を要する「要指導生徒」であると兵庫県教委が発表したのが、こうした生徒たちの生活基盤の再建を援助するためにも、災害被災者支援法案の成立を急ぐべきであろう。こうしたことをサボッておいて、徳目の項目だけ並べ立てるのは、いかにもしらじらしいではないか。それだけではない。「お金を使わず心を使う」という中間報告の呼びかけには絶句するしかない。勤労国民は、いまぼろぼろになるまで心を使い果たしている。こんなせりふは大蔵省の門前にでも貼り付けておけばよい。

結局、中間報告は、子どもをとりまく環境を表面的になぞるものの、家族崩壊の社会・経済的要因にまでふみこんで分析することもしないまま、教育危機の責任を家庭と個人の責任に帰そうとするのであり、そのことによつて教育危機をまねいた真の原因を隠蔽しようとするのである。

こうした提言に実効性がないことは中教審も承知しているのであろう。これまでの中教審答申や報告と異なっているのは、「力による制圧」をいっそう鮮明にしたことである。校長権限による出席停止措置、警察力の導入（警察官の定期的あるいは随時の学校訪問、警察に対する連絡・協力要請）、テレビ受像規制のための「Vチップ」導入などを提言している。

神戸事件以降これまで論議されてきた処方箋は①刃物（バタフライナイフなど）製造販売の自粛②所持品検査③テレビ番組受像規制④少年法改正（刑事罰年齢の引き上げ）⑤警察力の導入⑥教師の「正当防衛権」の容認⑦学校長の権限強化⑧養護教員の「役割」重視や教師の「指導力向上」策（東京都の「指導力不足教員」の排除方針などを含む）などである。

しかしこうした処方箋が、当面のびほう策としてすら役立たず、事態をいっそう深刻に

することは眼に見えている。ナイフの製造販売の自粛を求めてみても、学校の中にはハサミやカッター、千枚通しをはじめ各種の文具はいっぱいある。薬品も多い。部屋には金属バットもある。「子どもの心にナイフがあれば、どんなものでも凶器になり得る」のである。

所持品検査はどうか。「抜き打ち検査」でなければ実効はないと当然考えるだろう。この人権侵害に抵抗する方法は「ヤバイもの（ナイフだけではない）は学校には持つていかない」ということになるだけであろう。アメリカのハイスクールの一部では、校門前に「スクールポリス」駐在所を設置し、登校してくる生徒の体を金属探知器でなでまわして、「キャンパスポリス」が校内を巡回している。所持品検査がそこまで行かないと保証できるのか。テレビへの「Vチップ」導入は、全世帯で導入しなければ目的を達することはできないだろう。少年法の改正や警察力の導入は、学校を恫喝と犯罪摘発の場に変え、学びの場を自己破産に追い込むだろう。

「正当防衛権」を根拠に体を張れる教師がどれだけいるのか。いたとしても、そのこと自体ナンセンスである。過大な期待を寄せられる養護教員は過重労働にあえいでいる。「指導力不足教員」を名指しで摘発し、分限退職に追い込むようなシステムが拡大すれば、現場教師の緊張感と疲労感はいっそう深まり、教育活動への意欲はなえていくだろう。

いくら脳こうそく気味だと言っても、このぐらいのことは中教審委員もわかっているはずである。彼らが、あい変わらず提言する処方箋も、これまでと同様に、たちまち破綻することは確実である。それでもなお、徳目をならべたて、家庭責任論を強調し、力の行使をうながし、教師のしりを叩くことしか提言できないのは、矛盾の根源にふれることを回避するからだ。

「アメリカ型」への危惧

日本の教育現場の状況は急速にアメリカ化しつつある。

アメリカの慈善団体「児童防衛基金」は、その年次報告（九七・三）で、銃で死亡する子どもが一日当たり一六人、凶悪犯罪で逮捕される子どもが一日当たり三二六人、子どもの自殺が一日当たり六人、子どものホームレスが十万人に達したと報告している。

日本はどうか。九七年一年間の刃物使用の凶悪事件で検挙された少年が前年比一〇〇人増の四三一人。教師をおそった中学生は一・四三二名で前年比四・八%増となった。「校内暴力」は九六年度に中学だけだ八千件を超えた。児童相談所の調査が明らかにしている十三歳～十五歳の中学生相当年齢層の年間「行方不明者」数四千人超という数字も不気味である。小中学校の登校拒否児は九万四千人、高校中退者は九万八千人に達している。「いじめ」は報告されたものだけで年間六万件である。「まだピストルまではいいっていない」と言っていられるのか。

アメリカの子どもの状況は、一九八〇年代初頭いらい大々的な新自由主義路線（規制緩和）を推進してきた結果がもたらした貧富の格差・階級差別の拡大、若年失業者の急増、そして家族の崩壊という社会現象のもとで、大量の子ども・青年が棄民化し、非行・暴力の激増をまねいていることと一体的な関係にある。「一周遅れのランナー」日本の行革・規制緩和路線もまた、アメリカと同様の状況をいっそう深化させようとしている。

教育はすべての分野の歪みを反映する鏡である。構造全体を見ずに、学校の姿だけを鏡に映し出して、「弱者をいじめることは人間として絶対に許されないとの強い認識に立つこと」(調査研究協力者会議)と説教しても、それが学校の中だけで成立するとは誰も信じていない。だから、学校対策、家庭対策、教師対策だけに走りまわるような論議のあり方を打破しなければならぬのである。

キレル子どもと教師

おとなと同様に、子どもたちも「目当て」を失っている。進学、就職、何をとつても不透明である。「一寸先は闇」は政界だけではない。そもそも、はげしい競争のもとで、誰もが日突然ルンペン・プロレタリアートになる危険性をもっている社会で、子どもたちに「やさしさ」と「寛容」を求め、未来に明るい希望を抱くように説き聞かすことほど、厚顔で恥知らずなことはないではないか。

子どもたちは、「目当て」のなさに加えて、雇用政策の多様化とリンクした教育における差別的多様化のもとで、教育を通じた階層差別の網の目の中に置かれている。競争と差別に耐え、何とかはい上がろうとする、多くの子どもがぎりぎりの沸騰点などところで忍耐を強いられている。しかし、やがて、自分の位置を知ることになる。「判定」を押しつけられ、選別・分類される。教員出身作家・野呂重雄が言うところの「一流、二流、三流、バカ、ドジ、アホ、クズ、俺はクズだな」(悲しい子ども)である。自らの位置を知った子どもたちの中で分化と離脱がおきる。学びの放棄、集団秩序の無視、暴力化、あきらめ、性的放縱、薬物乱用、「グッズ」を通した自己主張とその集団化である。しかし、いらだちと不安感は解消されない。ささいなきっかけで暴発する。

教師の個人的努力、「金八先生的」存在もそれ自体敵意の対象になりつつある。「ええかつこしい」である。難を避けようとする「いいかげん」教師もまたぶつ対象となる。暴発の対象は同級生であることも、教師であることも、路上の社会的弱者であることもある。出口のない閉塞状態がつづいている。学びの場としての学校と学級は崩壊する。

競争の排除と共育こそが教育の原点であったはずだ。しかし、いまは競争こそがすべてであり、競争からの脱落者は「敗者」である。

教師はネクタイもせず、スーツも着ず、フットワークを軽くするためにズック靴で走りまわっている。キレル子どもにも「なぜ殴りかかれたのか今でも理由が分からない」(日本教育新聞)ままに。教師はとくに「裁量労働制」を先取りしている。定数削減のもとで超過労働にあえいでいる。もともと、労働基準法の一部適外除外を受けてきた、「風呂敷残業」(仕事の自宅持ち帰り)は日常茶飯事である。作業中の通信簿の束をちよつと立ち寄った飲み屋に置き忘れてきた「事件」を大きく報道したマスコミがあったが、私は、同情しても糾弾する気にはなれない。その程度のことなら、たまにあつてもいいじゃないかと言いたくなる。九七年度の長期病休教師は三六四五人で史上最高となった。そのうち一二四〇名は精神疾患である。

橋本行革路線のもとで教職員定数は削減の方針であり、学級規模もすし詰めのままである。中・先進国と言われる四一ヶ国の中で、すでに七三%の子どもは三〇人以下の学級で学んでいる。日本の中学生はその九六%が三一人以上の学級である。最近、自民党の一部

から学級規模の縮小論が出ていると報道された。しかし、これも、アメリカのクリントンがこれまでの規制緩和路線の一定の見直しの中で、一クラスあたりの生徒の数を一八名にしようとする提案したことに触発された後追いだとすれば、あまりにも主体性のない話ではないか。

どうするのか

日本の教育の危機は深刻である。一部地域・学校で突出していた状況が急速に全体化しつつある。アメリカのように、すべてを経験してから「後戻り」することになるのか。危機の深化に歯止めをかけ、すべての子どもたちの学習権保障を前進させる方向に転ずることができるのか。その岐路に立っている。

そのとき、日本の労働者の子どもたちは、どのような根拠にたつて、どのような教育改革を求めようとするのか。橋本六大改革の教育改革が勤労国民の権利総破壊の一翼であることははっきりしている。どう闘うのか。それが問われている。(つづく・横堀 正一)

二一世紀の国際舞台はユーラシア大陸

— アメリカの世界戦略とグローバル化に踊る国際独占資本(上) —

昨年マニラで行なわれたAPEC首脳会議に続いて、江沢民がアメリカを訪問、十二年ぶりの中国首脳訪米を横目に橋本がエリツインをプラスノヤルスタに訪問、エリツインはその足で北京を訪問、同時にプリマコフと李鵬が相次いで東京を訪問、とアジア太平洋地域を舞台に昨年から暮れにかけて目まぐるしい首脳外交が続いた。その舞台中央はタイ、インドネシア、韓国などの金融通貨危機への対応に追われた経済閣僚級の往来に一時占領された感があつたが、今年は春から再び首脳相互訪問が活発化する勢いである。

当初マスコミは関係諸国の間に存在してきた領土問題その他さまざまな対立や不一致を頻りに取り上げていたが、どの首脳会談を見ても各首脳は対立や不一致をお互いに十分承知の上でとにかく新しい関係の樹立に協力することで一致していたのが際立っていた。国際情勢の変化に即して新しい協力関係の樹立が急務となり、その新しい情勢の中で冷戦時代からの懸案の解決も凶ろうという気運が生まれていることにマスコミは認識を欠いている状況が今も続いているようで、マスコミの報道からはこの首脳外交の背景はなかなか見えてこないのが現状である。

アジア・太平洋時代の到来という認識はあっても、沖繩問題や日朝国交正常化問題などを見る限り、霞が関にもマスコミにもまだ冷戦思考の惰性が続いているように思えてならない。本場の舞台裏はどうなっているのだろうか。少し視野を広げて眺めてみよう。

アジア・太平洋時代の主役は誰?

冷戦構造が崩壊したとき、欧州ではいち早く新国際秩序づくりが進んだが、アジアでは関係諸国間にさまざまな対立や不一致があり、それらが冷戦構造の清算を妨げてきたことは間違いない。米中、日口の両首脳会談についてマスコミがこれらの対立や不一致がどうなるのかに大きな関心を示したのはそのためだったのかも知れないが、世界は大きく変わ

って一体化してきたのだから、アジアがその変化から孤立してられないのは明らかである。欧州ではこの歴史的变化が政治の変化から始まり、市場経済の拡張が進んだ。開発の遅れていたアジアでは、開発独裁が地域の諸国を風靡し、韓国、台湾、ASEANを中心地域経済協力関係が発達し、開発独裁がもたらした工業化による高い経済成長率は世界中から注目を浴びたが、さらに成長をとげようとしたとき直面しなければならなかったのがグローバル化した資本主義市場経済だった。それは欧州と日本の帝国主義の侵略の苦い歴史を体験した新興諸国が先進諸国に追い付こうと開発路線を追求して築いてきた地域経済圏とグローバル化した世界資本主義市場経済との食うか食われるかの出会いだった。現在のアジアの金融通貨危機はその衝突の一つの現象と見てよいだろう。この点については後にふれるが、とにかく地域経済圏にとっても世界資本主義市場経済にとっても相互利益のためには政治的調整が不可欠になっているのである。これが各国首脳が忙しく相互訪問を繰り返している背景というものはあるまいか。

もう少しレンズを遠くに引いてみよう。冷戦は世界を二分したが、ソ連は経済の破綻から、アメリカは赤字財政の行き詰まりから、世界をこれ以上二分して争い続けることができなくなったのが冷戦終決の動機だった。冷戦に幕を引く一方でソ連は政治と経済の改革を試みたが、ゴルバチョフのペレストロイカは失敗に終わり、ソ連と東欧の社会主義は崩壊し、この地域経済は資本主義市場経済の中に吸収されてしまった。この変化は行き詰まっていた資本主義に活気を呼び戻す絶好機を与えた。「資本主義は周辺の非資本主義空間に拡張することによって生きてきたし、生きることができると書いたのはローザ・ルクセンブルグだった（『資本蓄積論』）」が、資本主義は堰を切ったように非資本主義空間に範囲を拡張し、グローバル化の大波は今や世界の人口の五分の一を擁する中国を包み込んできている。

アメリカは冷戦末期からソ連を牽制するため対中国接近外交を進めていたが、クリントンが大統領に就任してまず直面したのは対中国政策を含む対外政策全体の基本的見直し、世界の新しい政治経済情勢に如何に対応するかを検討だった。第二次大戦後解放された植民地は新興独立国として国連に加盟しており、帝国主義の植民地搾取形態も宗主国が植民地を直接支配する旧植民地主義から新植民地主義に変わっている。新植民地主義の第一の特徴は帝国主義国が新興独立国のエリートを抱き込み、その政権を擁護しながら新しい支配関係を創り出していることであろう。そして第二の、否旧植民地主義とのもっとも大きな違いは、帝国主義諸国が相互に競争はしながらもアメリカの独占資本を中軸に国際通貨基金や世界銀行など国際金融機関を媒介に同盟し、政治的には国連を利用して開発途上国を支配する体制を固めていることである。そこでは軍事力は侵略ではなく、その支配体制を守る事が主任務とされる。これに対応してアメリカが打ち出したのが新興諸国の帝国主義御用政権を反政府勢力やゲリラから防衛する「低強度戦争戦略」だった。これと市場経済グローバル化を結び付けたのがクリントンの経済安保と軍事安保の二本建て対外政策である。アジアと欧州にそれぞれ一〇万の兵力を配備して市場経済体制の秩序維持を図りながら、多国間協議体制によって資本の最大蓄積目標達成のために金融と貿易の自由のための国際協力を促進しようというのである。

欧州にはNATOがあり、冷戦後は再編されてさらに全欧安保協力機構も作られ、EU

の誕生に合わせた多国間協議機構が整備され、その協議機構はロシアや旧東欧諸国との関係強化を図りながら次第にこれら諸国を順次吸収しようとしている。先進国サミットにロシアを加えることをアメリカが提案したのはこの流れを受けたものだった。しかし、アジア・太平洋地域にはアメリカを中心とする二国間安保の網はあっても、欧州のように多国間協議の場ができていない。これにどう対処するかがクリントン政権のアジア・太平洋政策の大きな課題だったが、その内でもまず軍事安保政策として提起されたのがナイ国防次官補の「東アジア戦略報告」だった。同時にアメリカが経済安保のための多国間協議の場として取り上げたのがAPECであり、その首脳会議がアメリカの提案で始まったのはこうした背景があつてのことだった。その後アメリカがASEANや中国への「エンゲージメント（関与）」を強化していることはこの政策的文脈に沿うものに他ならない。

アメリカの新世界戦略

橋本・エリツイン会談のきっかけは、橋本の「ユーラシア外交」発言だった。彼がこの言葉を口にしたのは昨年七月二四日の経済同友会における演説が初めてで、新聞報道によれば、対ロシア外交の基本原則を領土問題優先の「政経不可分」から「信頼」「相互利益」「長期的視点」に置き換えるというのが演説の要点だった。在京ロシア大使館が翻訳してこれを韓国訪問中のプリマコフ外相に送り、モスクワで異例の高い評価を受けたことが報道されたが、その対ロシア外交の原則変更がなぜ「ユーラシア外交」なのか、明確な報道はなかった。

おりしもアメリカの外交評論誌「フォリン・アフェアズ」一九九七年九・一〇月号の創刊七五周年記念特集「これからの世界」にカーター大統領の特別補佐官だったブレジンスキー教授が寄稿した「ユーラシア大陸の戦略地政学」という論文を筆者が目にしたのはその年九月のことだった。ブレジンスキー教授はこれまでもこの論文の趣旨を本にも書いていたようだが、筆者が詳しく知ったのは初めてだったので、強い印象を禁じ得なかった。東は太平洋岸から西は大西洋岸まで、北は北極海から南はインド洋、地中海に至るアジア、中央アジア、欧州全域を含むのがユーラシア大陸である。この大陸には世界の総人口の七五%が住み、その地下には世界の総エネルギー資源の七五%を埋蔵し、世界の総生産額から見てもその六〇%を占めている。東西に世界を二分していた冷戦という障害が消滅して通信・運輸の網の目が世界を隈なく包み込むに至った現在、この大陸こそ次の世紀の世界の中心舞台になるといえるのが、ブレジンスキーの基本認識である。

ブレジンスキーはさらにこう続ける。世界の政治の普遍的な基本理念はブルジョワ民主主義であり、アメリカはその理念の旗手だと自任しているのがアメリカ人である。そのアメリカ人の目から見て、ユーラシア大陸の西端ヨーロッパには民主主義の橋頭堡ができており、アメリカの影響力はその東にも容易に及ぼし得るが、東端のアジアにはその橋頭堡がなく、今その橋頭堡を築くことがアメリカの重要課題であり、そのパートナーは中国を措いてはないと、ブレジンスキーは書いている。彼によれば、世界第二の経済大国日本はアメリカの大切なパートナーには違いないが、アジアにおける日本の評判は決してよくない。ドイツはナチスの戦争責任を国の責任と認め、謝罪と補償を行なうことよって近隣諸国との和解に努めてきたし、現在もポーランドとの和解を進めている。しかし、日本は

国の戦争責任を認めようとせず、侵略した諸国との和解を怠り、このためアジア諸国には日本に対する深い嫌悪感が存在しているから、アジアに民主主義の橋頭堡を築く上で日本はパートナーとして適格ではない。

一方、ブレジンスキーはロシアについて次のような見方をしている。ロシアは経済的に明らかに中国に先を越され、西と東を経済的に進んでいる地域に挟まれるという現実直面している。今ロシアが優先すべきは大國として振る舞うことではなく、社会全体の近代化を促進することであろう。ロシアの国土の広さとその多様性を考えれば、その人口と豊富な天然資源の潜在的可能性を引き出す上でもっとも有効なのは中央集権的政治ではなく、自由な市場経済とそれを保証する地方分権制度であろう。したがってロシアは、欧州ロシア、シベリア・ロシア、極東ロシアの三共和国の緩やかな連邦制をとり、独立国家共同体の中心として大陸横断的協力体制をとるのもっとも合理的というものだろう。

(つづく・若林 熙)

参院選前夜の政治状況

新「民主党」は選挙対策党か

「民主・中道」をスローガンに、四月二七日に結党大会を行うという新「民主党」は、平成の保守「共同戦線党」といえそうだが、なんのための共同戦線かといえば、それはいうまでもなく参院選挙で生き残るためにある。新党ブームがねらいだから長期にわたる政治理念といわれるものは必要がないのである。政権にすり寄ることに失敗した雑軍が寄せ集まることになったわけである。新党へのプロセスも、当然トップダウン方式である。新「民主党」に参加する各党の国会議員ですら討議も相談もなかったようである。だから「民主党(旧)も新進党もつくるときはそれなりの情熱があつたが、いま党内は冷えきっている(海江田万里・旧民主党)」とか、「数だけ増やそうでは新進党の二の舞になる(吉田公一・旧民政党)」などと内部からまで批判されるのである。

結党直前の四月十三日になって、新党の幹事長に予定している羽田孜・民政党代表の側近といわれる小坂憲次衆院議員(長野一区)は新「民主党」に参加しないと記者会見をした。その理由として他の党の議員達とは理念、政策などの隔たりが大きくて一緒にやれないというのである。小坂氏の理念と政策はかつての小沢一郎氏と同じ新自由主義であることぐらいしかわからないが、たしかに政党は理念・政策で結集するものであつて、新「民主党」のように構成する議員間の、ものの見方と考え方や政治手法が大きく違うことになれば、政党としての結合や統一性は生まれない。新「民主党」は、旧社会党の最右翼、旧民社党、旧日本新党、そして自民党から離脱した旧新進党のなかの反小沢系などまさに雑多である。自民党よりも右翼に小沢・自由党があり、自民党の左側に社民党が位置し、そのソバに新「民主党」というのが九八年の参議院選前夜の保守党系の構図である。

新「民主党」は、「民主中道」の新しい道を創造する」というのが政治理念だといっている。民主中道などという理念(路線)は聞いたことがない、という人が多い。「保守中道」が正しい言い方であろう。現代の資本主義の路線は「新自由主義」であつて、その手

法は昔と現象的には大きく変化しているが、本質はかつての産業資本主義から独占資本主義に変化する過程の「むき出しの資本主義」のやり方である。国家権力も手伝って、弱肉強食を推進する社会の理念を新自由主義というのである。「市場原理を尊重し」という民主党の基本政策は、民主党の性格を規定するものであって、前近代的資本主義政党である。自民党といえども一挙に日本財界の要求（規制緩和、行革、ビッグバン、新ガイドラインなど）を受け入れることはできない。選挙を考えなければならぬからである。中小企業、農漁民、非多国籍企業、などの保守基盤の維持をはかりながら、マスコミも活用して、財界の要求にこたえてきている。

小沢一郎現自由党々首を盟主とした細川内閣と羽田内閣の失敗は、功を急ぎ・多国籍企業勢力の要求を急激に実行しようとしたところにあった。現社民党、当時の社会党の主流は革新性をほぼ完全に失っており、小沢氏らは思い上がりを抑えて、自民党のクサビの入り余地のないような政治的手法をもっていけば羽田内閣も退陣しないでよかつたのである。細川・小沢ラインで実現した「小選挙区」制度は、政権党に極めて有利であるという原則を忘れて、政権離脱後に総選挙戦をたたかつたのだから、新進党は敗れ、分解することになったのであった。財界は一時小沢党や細川ブームに期待した時期もあったが、村山内閣の協力と自民党が政権復帰を果たした底力（地方首長、議員、中小企業、農漁業者、地方財界など）を見直して今や自民党と一体の協力関係（癒着そのもの）になっている。

七月参院選の様相

九八年度予算を通過させた国会の現勢力関係は次の通りである。

〈衆議院〉自由民主（二六二） 民主（民友連）（九六） 平和（公明系）（四七） 自由（四二）
共産（二六） 社民（二五） さきがけ（二二） 無所属の会（二二） 無所属（二〇）
総計 五〇〇

〈参議院〉自由民主（一一八） 民主（民友連）（四二） 公明（二四） 社民（二二）
共産（一四） 自由（一二） 二院クラブ（四） 新社会（三） さきがけ（三）
改革クラブ（三） 無所属（七） 欠員（二）
総計 二五二

参院選の日程は、国会の会期延長問題もからんで、公示が六月二五日か七月二日。したがって投票日は七月十二日か十九日となるのではないか。ただ七月十九日の投票となると事実上学校関係の夏休みとなるので、やはり十二日の線が強いと思われる。

自民党は、橋本内閣の失政を一挙に挽回するための、減税と中小企業対策そして大公共事業を、参院選挙対策として打ち出してきている。それがいずれも中途半端のため、党内の各層を代表する派閥的対立を生じている。与党の社民とさきがけは今こそ消費税をせめて三％に切り下げることが自民党に迫るべきなのに「公務員の倫理法」などだけに力を入れ、まさに自民党の補完勢力化している。ガイドラインの問題についても社民党は最初は少しは反対の言動をするが、いつの間にか自民党のいいなりになっている。

アメリカの要求に従って橋本首相はインドネシアに乗り込んだが、それに社民党の政審会長などが同行している。何をやっているのだろうかと思う。多国籍企業が国際的競争のために、国内の働く者を犠牲にして（人べらし合理化と福祉切り捨て、増税など）いる現実に正面から対決しようとしないう社民党は、参院選を勝てるわけがないのである。

右傾化の続く大労働組合の多数は、「民主党」支持の方針を出している（一部は社民）

が、働く者は今ようやく政治意識を目ざめさせつつある。われわれは参院選のなかで働く人達と大いに語り、共に行動するなかで、政治闘争と生活要求そして職場闘争の結合をはかる努力と活動をやるうではないか。民主主義の徹底（憲法を活かすために）を展望した闘いのために、仲間を増やすねばり強さが求められている。（上野 建一）

労働法制はどのように変えられようとしているか

—その内容と問題点（下）—

第六 労働契約期間の上限

1 法案は、現行労基法では上限一年とされていた契約期間を、次の三つの場合に三年に延長するとしている。

① 新製品、新技術もしくは新役務の開発又は科学に関する研究に必要な専門知識、技術又は経験であつて労働大臣が定める基準に該当する高度なものと認められるものを有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的な知識、技術又は経験を有する労働者を新たに確保するために締結する労働契約

② 事業の開発、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているものに必要な専門知識、技術又は経験であつて労働大臣が定める基準に該当する高度なものと認められるものを有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的な知識、技術又は経験を有する労働者を新たに確保するために締結する労働契約（①に掲げる労働契約を除く）

③ 六〇歳以上の労働者と締結する労働契約（①及び②に掲げる労働契約を除く）

2 建議との比較 建議が、①について、「新商品又は新技術の開発等」としていた「等」の部分に新役務を加えて具体化したこと

②について、「新規事業又は海外活動の展開等経営上の必要により一定の期間内に完了することを予定してプロジェクトに係る業務」としていたのを、改めたこと、

③について、「定年退職等高齢者に係わる場合」を「六〇歳以上」と年齢を明確にしたこと、

①および②について、「当該事業場で確保が困難な高度の専門的な知識、技術又は経験を有する者」について、「労働大臣が定める基準に該当する高度なものと認められるものを有する労働者」として、労働大臣が「高度の専門性」について基準を示すこととしたこと、「当該事業場で確保が困難」を「労働者が不足している事業場」としたこと、「新たに雇入れる場合」を「新たに確保するために締結する労働契約」としたことである。

3 法案が、「専門的知識、技術、経験の高度性」について、労働大臣が基準を定めるとした点は、「高度の専門性」判断が、建議によると使用者の裁量判断に委ねられるおそれがあり、結局法適合性の判断が難しくなるとの批判をふまえたものと思われる。

しかしこの点は、労働大臣が定める基準がどのように限定的なものとして定められるかにかかつており、基準の定め方次第ということになる。

4 しかし、あらたに「新役務の開発」あるいは「科学に関する研究」という文言が入ったことにより、建議以上に有期雇用拡大の途が開かれた可能性もある。何故ならば、「新

商品の開発等」という曖昧さが取り除かれたとはいっても、「新役務の開発又は科学に関する研究」というのは広い概念だからである。

また、②についても、建議内容からすれば、その要件は文言上は明確になったとはいえるが、文言上の明確性が必ずしも要件の限定を意味するものではない。「事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務」は、ほぼ全ての事業活動としての業務を含むと解されるからである（事業の「継続」のみは除く趣旨か？）。

5 法案は、労働大臣が一定の基準を定めるとした点においては、建議に較べて法形式としては、使用者の裁量性を排除しようとする趣旨が読みとれるものの、上限三年の労働契約を認める対象はかなり広範なものであり、短期雇用が大幅に導入されるおそれは強い。

6 有期雇用には、雇用の不安定性、解雇権制約の潜脱、賃金・労働条件等の差別的処遇等多くの問題があり、これらの点の立法措置を含めての改善が求められているのであり、本来期間制限の緩和ではなく、有期契約の合理的規制（臨時的、一時的業務への限定、期間設定についての合理性、反覆更新についての歯止めなど）こそが真の立法課題として検討されるべきである。

第七 派遣労働

1 九七年一二月二四日中職審は、『労働者派遣事業制度の見直しの基本的方向について』なる報告を発表した。報告は、これまで①専門的な知識、技術又は経験が必要な業務、②特別な雇用管理が必要な業務に限定されてきた派遣労働の対象業務について、③臨時的・一時的な労働力需給対策を加えて、原則自由化（「ネガティブリスト化」を図り、製造現場でも一般事務現場でも派遣労働に道を開く内容となっている。報告の内容は、八六年に施行された労働者派遣法の立法趣旨を覆す大転換である）。

派遣労働法は、雇用責任と使用責任を分離することをわが国の労働法体系の中で初めて認めたものである。雇用責任を負わない派遣先の横暴を抑えて、派遣労働者の雇用条件を維持するために、派遣労働の対象業務を前記の①および②のみの一六業務に限定してきたが、九六年一二月から二六業務に拡大したばかりである。現在、次の二六業務が認められている。

ソフトウェア開発 機械設計 放送機器等操作 放送番組等出演 事務用機器操作 通訳・翻訳・速記 秘書 ファイリング 調査 財務処理 取引文書作成 デモンストレーション 添乗 建築物清掃 建築設備運転・点検・整備 案内・受付・駐車場管理 研究開発 企画立案 書籍等の制作・編集 広告デザイン インテリアコーディネーター アナウンサー O A インストラクション テレマーケティングの営業 セールスエンジニアの営業 放送番組等における大道具・小道具

2 派遣労働は、今日大きく広がり八六年当時一四万人だった派遣労働者は、九六年には六二万人になった。派遣先企業は一八万二千社となり、売上高は一兆円を超えている。

一方、派遣労働については、違法派遣、乱暴な派遣契約の解除、賃金ダウン、社会保険の未加入など労働者の権利侵害をめぐるトラブルが多発している。派遣労働は、一種の労働者のレンタル制度であり、派遣先の経営者は、「お客様」として横暴な振る舞いをして、「顔が悪いから代えてくれ」「文句が多いから契約の解除だ」という乱暴な「解雇」が多い

のが現実である。

中職審の報告では、臨時的・一時的な労働力需給対策として派遣労働を全面的に解禁するというのである。その背景には、経営者側の都合にあわせて働かせることができ、解雇しやすい労働者層の拡大の意図を読み取ることが出来る。派遣労働の全面自由化は、労働者の使い捨ての傾向を一気に促進して、大幅な労働条件のレベルダウンを雇用全体にもたらす危険性がある。正社員と比較して、賃金などの労働条件が劣悪で何時でも解雇できる派遣労働は、経営者にしてみると使い勝手が有り、製造現場でも一般事務の職場でも派遣労働に大幅に切り替えられる可能性がある。

派遣労働の全面自由化は、雇用の流動化・多様化を加速させて、雇用の不安定化をもたらすものにほかならない。

(日本労働弁護団・おわり)

※本稿は第七〇〇(九八年四月十一日)号、第七〇一(九八年四月二十一日)号、そして本号の三回に分け連載しました。詳細は第七〇〇号―一、今、労働時間の規制緩和は必要なのか、二、変形労働時間制、第七〇一号―三、時間外・休日労働、深夜労働の男女共通規制、四、休憩、五、新たな裁量労働制、第七〇二号―六、労働契約期間の上限、七、派遣労働との柱立てです。

労働法制規制緩和反対で全国キャラバンはじまる

「労基法改悪NO! 九八春の全国キャラバン」が大きくうごきました。

☆南コース

- 1、三／三一那覇 全港湾・私鉄・教組・マスコミなどあらゆる系統の労働組合が参加し、二五〇名で大きく盛り上がった。
- 2、四／一鹿児島 井之脇弁護士を実行委員長に、連合系、全労連系の枠を超えて参加。始良ユニオンが事務局で、集会の後、どしゃぶりの雨のなかを二六〇名が「労基法改悪NO!」のパネルをかかげてデモ、意気けんこうです。
- 3、四／二宮崎 連合集会にドッキング、小野さん(大分ふれあいユニオン)がキャラバン行動をぶちあげました。
- 4、四／三―五は大分行動。造船現場や街頭行動の後、四／五には四〇〇人で労基法集會、淵上貞雄参議院議員が講演し、小野寺キャラバン隊長が発言
- 5、四／六熊本 国労、全建労など参加、市民グループが合流。八〇名程度熊本県労連も参加。社民・民主・新社会議員が参加し共産もメッセージ。労基局交渉では「かならず上につたえます、現場が大変になるという事情はよくわかります」と好意的対応だったとのこと。
- 6、四／七長崎 三〇〇名で集會・デモ。中小共闘・地区労部隊中心で佐世保から全港湾も参加。全水道など多くの単産が取り組んだ

☆北コース

- 1、四／二札幌 札幌実行委員会(ユニオン連絡会呼びかけ)、賛同は国会、自治体等二〇数名の議員等。昼に三越前で宣伝カーとびらまき宣伝。公安警察が中央の指示でマークしていました。集會は、近藤さん(ワイメンズユニオン) 四幕ものの寸劇を交えて楽しくわかりやすいものです。全労働も参加しました。二二〇名の定員が溢れ二六〇名近くが参加。寸劇はなかなかのもので、役者もなかなかです。特に総務部長役の佐藤公一さんははまりやくでしたなあ。
- 2、四／一 地域労組鈴木書記長と函館からの迎え部隊と長万部でドッキング。宣伝テープをながしながら、自治労・連合へ要請行動しつつ函館へ。国労闘争団とともに函館駅前宣伝行動のあと集會場へ。緊急となったので五〇名ほどでした。私鉄・函館バス労組の呼びかけです。地区連合会長の「廃案へ!」と地区全労連事務局長の挨拶受け、ケンローチのビデオ上映。私が三〇分問題提起しました。

3、四／二 青森駅前で全港湾・伊藤書記次長十東北キャラバン部隊と合流、デパート前で一時間ほど宣伝活動。公安がしつかりチェックに入っていました。その後、八戸へ。全港湾八戸支部の職場内で五時三〇分から二〇〇人ほどの職場集会。現業の現場での職場集会は久しぶりで、私はすっかり気合いがはまりました。三〇分間わめきっぱなしでした。夜、全港湾のみなさんの心づくしで海の幸づくしでした。

「四／二には執行部全員状況だ！」とおおいにもりあがりました。本八戸から全港湾の伊藤書記次長と新幹線乗り継ぎで桜満開の東京へと帰りつきました。予想を遙かにこえて盛り上がりつつあります。

四／二は一万人で国会包围！とまたまたホラをぶちあげつつ、各地の手ごたえをピンピン感じています。労働者の運動は死んでいません。日本列島ゆるがす大行動へと、キャラバン行動は「大化け」しつとあります。

(東京ユニオンパソコン通信PATIO・高井)

やったらやり返す労働者根性

――一週間に及ぶ電車区横断板掲出の取り組みを振り返って――

二五年に及ぶ春闘の取り組みとして、掲げてきた横断幕(板)を新電車区になったからと言って、会社は掲出を拒否してきました。私たちは、物価高、諸保険費と税金の高騰等々で生活は火の車。是が非でも要求額一万八千円満額を勝利しようと、九八春闘を闘った。

この精一杯の闘いに水を差してきたのが、会社です。乗務分会の九八春闘方針に則り、各職場に横断板を掲げてゆくことは、闘いの高揚に大きく役立ってきました。その横断板をやめると言う事は、春闘の妨害ではなくて、何でありましょうか。

新電車区に春闘方針に従い、二月二〇日に横断板を掲出しました。しかし、会社は「掲出すれば直ちに取り外す」の言動通り、翌日に実行してきました。分会では直ちに抗議と共に、暫定的に旧電車区に場所を変えて掲出しました。ところが、職場から「なぜ旧電車区なのか、新電車区に掲出すべきだ」の声が大きくわき起こりました。

緊急の持ち回り拡大執行委員会と分会委員会の中で、職場の声に依拠した闘いを大切にしよう、旧電車区であるが各組の春闘看板を新たに作成し、闘いの補強をして行こうとなりました。各組常会の中で集会を開き、みんなで掲出することをしました。

この各組春闘看板の掲出に対して、「それはダメ」と分会横断板まで合わせて取り外してきました。分会はその都度、再掲出してきました。ここで、掲出するが、直ちに取り外されるイタチごっこになった面はあるもの、会社の取り外しに対して、整然と見逃し、掲出のときはみんなを取り組む。この繰り返しの中で、横断板を取り外す会社の腹が見えてきたし、掲出する過程での職場の団結が揺るぎないものに発展してきました。ここに大きな成果を確認できます。

今後については、一定の掲出取り組みの成果を大切にして、電車区横断板は、旧電車区に掲出し、各組春闘看板は電車支部に掲出します。電車区横断板の闘いを通じて、明らかになったことは、会社の強固な姿勢です。切実な賃上げを獲得するための運動に対して、正面から押さえにかかってきました。会社は、どんなに旨いことを言っても、働く者のことは考えていないということです。だからこそ、働く者が団結しなくてはいけません。今回の闘いもみんなをやったからこそ、連日の横断板再掲出できました。やったら、やり返す労働者根性で九八春闘をジャンプしましょう。

(私鉄労働者)

持株会社解禁とそのゆくえ

— 日本版金融ビッグバンとは何か — (四)

日本版金融ビッグバンが日本経済をさらには世界経済をどこにつれていくか、だれにも分らない。すでに明らかにしてきたように、日本版金融ビッグバンの柱は①外国為替の自由化(第七〇〇号)、②銀行、証券、保険の三事業態の相互参入(第七〇一号)、③純粹持株会社の三つである。今号では持株会社について聞いた。

(編集部)

なぜ「持ち株会社」か

問 持株会社とは何か。

答 持株会社とは、株式を持つことによつて他の会社を支配することを目的とする会社です。日本では第二次世界大戦後の財閥解体令、一九四七年に制定された独占禁止法で、持株会社の設立が禁止されました。しかし日本の金融独占資本の成長・発展と世界的競争の激化から、欧米では持株会社が認められているのに、なぜ日本だけ認めないのかという経団連を中心とする財界の主張と各企業の合理化策、さらには金融ビッグバンの視点から持株会社の解禁が叫ばれ、九七年十二月から解禁となった。

いわゆる「持株会社」には二つあります。一つは「事業持株会社」、もう一つは「純粹持株会社」です。独占禁止法九条は「持株会社は、これを設立してはならない」と、じつに厳格に規定しています。しかし、今問題となっているのは「持株会社」一般でなく、「純粹持株会社」のことです。「事業持株会社」はすでに巨大企業では「子会社」、「事業部制」、「カンパニー制」というかたちで、独占禁止法の枠を突破しているからです。

問 巨大企業はどれほどの子会社、関連会社をもっているのか。

答 総資産順位で上位三〇社が親会社として傘下にもつ関連会社は、平均四一九社にもなる。電機の大手・日立や総合商社の伊藤忠などは一千社を超える。こうして大企業はグループを形成し、一九七〇年代後半以降、「事業持株会社」に転じてきた。「分社化」、「カンパニー制」をてつて的に進めていけば、論理的にも実際のにも「純粹持株会社」になるわけだが、独占禁止法九条にふれる問題が出てくる。そこで独禁法改正が必要とされたわけだ。

問 カンパニー制とは何か。

答 各部門を独立した会社に見立て、開発、生産、販売まで担当する事業分野に一貫した責任を負わせる事業運営です。他方、本社部門は資金調達などの財務活動・戦略的投資の決定など作戦本部の役割を果たす。

第二時大戦前と現代

問 持株会社というと第二次大戦前の三井、三菱、住友といった財閥グループを思い浮かべるが。

答 持株会社とは何かと聞かれれば、戦前の財閥本社みたいなものだ。みなさんそうおっしゃるけど、それでイメージわかりますか。

問 分かったようで分からない。

答 そうでしょう。じつにアバウトな話しにすぎません。下谷政弘君が「持株会社解禁」(中公新書)を書いていますが。彼がいつていることは、旧財閥本社でも「事業持株会社」の性格が強かったということですが。

すでに述べたけれど、財閥解体、独禁法制定は一九四五年末から一九四七年のことです。この頃生まれた連中が今、企業のトップになり始めている。ですから、生存者で戦前の財閥本社の機能を知っている方はすでにいないといっている。財界の最長老は「国鉄の分割・民営化で戦後労働運動の終焉をめざす」といった亀井正夫氏(住友電工相談役、社会経済生産性本部議長、民間政治臨調会長等がその肩書き・編集部)ですけれど、彼とて住友本社にいたのは四、五年で二〇歳代の駆け出しの時にすぎません。ですから、財閥の本社機能に精通していたとはとてもいえない。住友でいえば日向斎氏までのことで、戦後、住友グループが復興するなかで老人たちから「昔はこうだった」との話を聞いたことはあったでしょうが。

われわれの世代の者には資料をあさって「こんなものだったのだろう」と推測する他ないわけです。ですから下谷君のような理解が生まれる余地がある。しかも会社はつねに発展し、実際の運用、機能は変幻自在なだけに資料だけではなかなか分からない。でももちろん一般的なことは言えます。住友本社が三部(総務一庶務課、会計課、地所課、人事一人事課、厚生課、経理部一鉱山課、商工課)で構成され、それに直轄事業として鉱業所と林業所をもち、東京支社と八つの販売店、それに海外駐在員があり、住友本社が職員を一括採用していたと。そこから、だいたいのイメージはつかむことができる。

問 住友本社の収入源は何だったのか。

答 傘下一四社からの株式の配当、それに販売会社からの商業利潤。本社は直接事業に手を染めず、その機能は企画、立案、調整が主になるから、要員はきわめて少数で本社要員は三〇〇から四〇〇、他を入れても二千人前後です。

問 海外駐在員はどこにいたのか。

答 ニューヨーク、ロンドン、ベルリン。

問 たった三ヶ所？

答 当時の大日本帝国は朝鮮、中国を植民地とした。そこを除いてです。販売店は本土六ヶ所、それに朝鮮の京城、中国の上海にあった。

問 それにしても今の巨大企業とはえらい違いだ。

答 当時の「駐在員制度」とちつとも変わらないのが、日本の大新聞社じゃないですか。「特派員」だなんて時代錯誤もはなはだしいと思うのだけれど、おおまじめですものね。外信をメインとする共同通信だって、外信部の総員は二百名を少し超えるくらい、「特派員」は百人強のようです。国だけでも世界には一八五ある。だから新聞社の特派員は大使館で取材し、大使館は日本企業に取材して情報をとるという構図です。

ダイムラ・ベントによる企業支配

問 なぜ今、「純粹持株会社」なのか。

答 大競争の時代に乗り遅れまいとする日本巨大企業の強い意志によるものです。ヨーロ

ツパ、アメリカでは純粋持株会社を利用することによって、経営の世界化（グローバル化）、利潤の最大化が追求されている。これまでどおりでは遅れをとる、競争に負けるとの強い危機のあらわれです。

さらに株式の国際化もある。わが国企業の外国人持株比率は一割を超え、トヨタやソニーなど巨大企業の株式はニューヨーク、ロンドンの株式市場に上場され、東京証券取引所に以上に活発に取引されています。JR東日本の株主総会では株主提案、訴訟が威力を発揮していますね。今後、企業、株式の国際化から海外の投資家から株主提案・訴訟も予想されます。たとえば政府はJR各社に三千六百億円の追加負担を決定しましたが、外国人投資家はこれに全面的反対というようにです。これらの点からも日本の企業経営は「グローバルスタンダード（国際基準）への対応をせまられ、「純粋持株会社」化をすすめたい」としているわけです。

問 ドイツの巨大企業ダイムラー・ベンツがよく引き合いに出されるが。

答 ダイムラー・ベンツとメルセデス・ベンツの違いをおわかりか。

問 自動車会社じゃなかったですか。

答 ダイムラー・ベンツは「純粋持株会社」名、メルセデス・ベンツはダイムラー・ベンツ傘下の自動車の名称です。同じ「シャ」でも「社」と「車」の違いです。

ドイツでは八十年代後半以降、「純粋持株会社」の設立がふえています。現在、DAX（日本流には日経平均）採用銘柄の事業会社の三分の一以上を「純粋持株会社」が支配しています。その典型がダイムラー・ベンツで自動車（メルセデス・ベンツ）、総合重機・機械（ダイムラー・ベンツ・インダストリー）、航空・宇宙産業（DASA）、ソフトウエア・金融サービス（debis）の四部門を傘下においています。

グループ全体の売上高（一九九五年）は約一千億マルク強、日本円ではざっと八兆円強になります。総労働者数は三二万人弱ですが本社要員はRアンドD（研究・開発）要員をふくめ三四二〇人。純粋の本社要員は四二〇人、資料によれば三〇〇人との数字もある。

野放しとなる「資本の論理」

問 去年十二月、「純粋持株会社」が解禁された。ところが目立った動きはまだみられない。

答 中西功氏をドンとするダイエーグループが動くと思われるが、ダイエーは一気に経営不振におちいり、動きがとまった。これから表面化するのがNTTグループです。

問 改正独禁法の特徴は？

答 「純粋持株会社」設立を原則自由としたことです。しかし、①総資産十五兆円超で旧財閥のような企業集団、②大規模金融会社と一般事業会社、③相互に関連のある事業分野の有力企業同士の設立は認めないとされた。

具体的にはこうです。第一については三菱重工、三菱商事、三菱自動車、東京三菱銀行を傘下におく持株会社は旧財閥をイメージするからダメ、二つめは都市銀行、不動産会社、総合商社という組み合わせもよろしくない、三番目は損保、銀行、証券、生保などについてもダメというわけです。

しかし持株会社をつくるにあたって総資産三千億円を超える場合は届け出が必要だが、

それ以下は自由放任で、金融持株会社の設立についても有力金融機関同士は禁止というだけで、あとは原則自由です。

問 総資産十五兆円とはどのような企業規模か。

答 総資産とは保有株式、土地などを合計した企業の財産です。日本最大の企業は東京電力で総資産は十三兆円。次ぎに大きいのがNTTで十兆七千億円、子会社をふくめれば十二兆七千億円といわれます。日本の上場会社は二千七十五社、三千億円以上の総資産をもつ企業は三百十五社、全体の一五%にすぎません。

問 住友グループの総資産は？

答 二十一兆一千億円強。ですから、旧財閥系以外はなんでもできる。たとえ財閥系であっても事業持株会社が「純粹持株会社」をつくり相互に強調、協力することは可能です。旧財閥系企業といえ五十年余の歴史のなかで「純粹持株会社」を中心に結集しようなんてことは目下のところありえませんが。ですから今度の法改正の最大の意味は、大企業がどんな形態にも対応できるようになったことです。資本の論理の手を縛る法律がなくなったのですから。

(編集部)

◇ 読者からのおたより ◇

金曜日帰宅したら妻が死んでいた 二年前銚子無線局が廢局になり、二八人が出身地へ、三十人が長距離通勤、三五人が単身赴任を強いられる配転が強行されました。この二年間合理化の実体がこれほどひどいものとは当初予想もしませんでした。市川営業に行つたS君は、三四才の若さで脳内出血で死亡、船橋ISDNのTさんは精神不安定で今も休職中、千葉営業のYさんは腰痛で六力月の休職、Aさんは五分の四も胃を切除、退職者二名、単身赴任の仲間は家庭崩壊の寸前です。Hさんの奥さんは、火・水・木と単身先の社宅で夫と過ごし金・土・日・月を銚子で子供たちと過ごす生活を二年間も続けています。定年退職まで続けられるかどうか不安です。市川一六センターのEさんも単身赴任で、二月二十七日(金)波崎に帰宅したら、妻(三二才)が火の入ったコタツの中で死亡しているのを発見。検視の結果二五日(水)午後十時頃死亡したものとの推定。繁忙時期で電話もかけられなかったと悔やんでいました。銚子無線が残っていたら、せめて近距離通勤ならば死なせずにすんだのに、と顔を泣きはらしてボーゼンとしています。ご冥福を祈るばかりです。この怒りのはげ口、闘う団結を作るしかありません。

(全電通労組・O)

ボタ山の歴史を世に… 昨秋、九州・博多でまなぶ全国交流会があつた機会に、大牟田・三池炭鋳跡を見学した。すでに三月末、閉山となつた三池は静寂そのもの、人影もない処に、かつて賑わつた建物が並びボタ山が座っている。印象深かつたのは、一九六〇年に労働者が警官や暴力団と対峙した会社正門前と、戦時中から獄舎の朝鮮・中国の人々が鋳内に押し込まれて死んでいったという供養塔や墓だつた。もともとは国から払い下げられた土地や権益を駆使しての上がつた三井資本が、労働者と家族、他国の人々をも犠牲にし産業報国と称して栄華を誇つた。石炭から石油万能に転換されついに閉山となつたものの資本としては大手を振って各業界に君臨している。首を切られて生活苦に追いやられた人々、いまも廃人同様に病床にある人々を思うにつけ、資本主義社会の矛盾を痛感しないわけにはいかない。三池と並んで同年、安保反対闘争が激しく闘われた。しかし日米安保は通され、平和憲法が厳然としながらも自衛隊と軍備は年々増強され、いま新ガイドラインと称して海外にまで派兵されようとしている。三池の闘いとは何だつたのか、安保の闘いとは何だつたのか、三十七年前のこととはいえ、思い起こすことと、これを風化させないために若い人々に知らせていくことが必要だとつくづく思う。人間が人間らしくある為に。

(山形・笹原忠男)

発展祈る 貴誌のますますのご活躍をお祈り申し上げます。今後ともよろしく！

編集部より

いよいよ春。

「通信」七〇〇号をこえました。さらさらご支援を！

(岐阜・N)

昼窓で折衝中 これからもがんばって。今頃と思われるかもしれませんが、私たちの町職では、今昼窓のことで当局と折衝中です。

編集部より 全国は一元的ではありません。さまざまな資本・当局との攻防があります。これまでもの権利、慣行を守りぬいて。その力が労働運動前進をつくりますから。

シヨック 社民党の「左派」といわれる部分までもが、社民党の与党残留や自衛隊の専守防衛容認、さらにはPKO法も。かつて私たちを指導して下さったあの気概はどうされたのでしょうか。ぐちをいっても仕方ありません。参院選で新社会党の前進をかちとるのみです。(自治体労働者・M)

編集部より 政治が大きく変化するばかりか、その背後に社会・経済システムの動揺があります。旧自民勢力と共産党だけの政治はありません。労働者の力を背景にした党を歴史は求めています。ご奮闘を！

お願い 年間にしたら割り引きするとか、振替用紙を赤い紙にするとかして欲しいですネ。

(大阪・M)

編集部より こうしたお便り少なくありません。月三回で郵送費ふくんでの誌代です。ご理解いただければ嬉しい。

春の日差し すっかり春の日差しです。体も軽くなつて、新しいことを始めたり、冬の間の準備を思いきり活かしてゆく季節が来ていることを実感します。この春、次女も高校を卒業しました。初めて総選挙に挑戦したとき、二人の娘は小学六年と四年でした。個人演説会の会場で、「子育てと議員活動が両立できるのか」と質問され、「十年先、子供たちは成人しています。私が成長してきたように、子供たちも成長していくでしょう。どうか見てください」とお答えしたことが思い出されます。先生の期待に応えようと頑張りすぎて「自家中毒」を繰り返していた娘、ムースをたっぷりつけて髪をキメて登校し、首根っこつかまれて注意された娘。徹底した「輪切り」の高校受験指導、クラブ活動での先生との衝突、楽しくないことでも楽しそうに大笑いしないと「変わり者」にされる、でもしんどのい、学校に行くのおもしろくないと言いつづけていた頃もありました。二人の娘たちの毎日が私の成長の毎日でもありました。娘たちと、夫と、そして先生とも向き合ってきました。今、娘たちは自分も働く人間になると、それぞれやってみたい仕事を描いているようです。親が育てる時期は終わりました。「頑張ってお母さん」と逆に激励されます。「生きる」ことが大事にされる世の中であるよう活動し続けたいと思います。(「ひろみ通信」岡崎ひろみ)

労基法兵庫連絡会議発行の絶好のパンフレット

『改悪NO！労働法制の規制緩和を許すな―労働基準法が大ピンチ』

どこに行ってもまず問われるのは、労働基準法改悪をめぐる国会の動きです。当初は四月半ばがヤマ場とみられましたが、景気、金融システム不安、政・財・官腐敗に時間をとられ、審議は五月連休明けに始まり、五月半ばにヤマ場を迎えると思われれます。

こうした動きの中で、別稿の改悪反対キャラバン行動と四月二二日集会のとりくみがおこなわれ、連合は五月一日に「反対集会」を予定しています。

ちなみに連合内では自動車労連や電機連合が裁量制問題、深夜労働問題で独自の動きをすることと連合に通知していることを知っていただく必要もあります。

全一七頁、カラー印刷でもとも読みやすく、イラスト・マンガも面白い。職場の組合員一人一人に勉強してほしい、学習会につかかってほしいとの意欲にあふれたパンフです。内容は――
一、労基法が規制緩和される!! ①あなたを守る労働基準法、②使用者への「規制」を緩和、二、日経連の雇用戦略 ①新時代の日本の経営、②競争原理・自己責任・規制緩和、三、労基法がどう改悪されるか ①労働契約期間の上限、一年から三年に、②裁量労働制の拡大、③一年単位の変形労働時間制、④時間外労働・深夜労働の法的規制など、四、改悪NO! ①虚像の「強い労働者」、②「労使自治」は不可能、③規制は穴だらけ、④行きつく先は――さらなる改悪のプログラム

お申し込みは「労基法兵庫連絡会議」へ TEL・FAX(078・332・2750)

兵庫県神戸市中央区加納町六一五一 神戸交通労組分室内(価格は二〇〇円・送料別)